平成２５年（フ）第８８２号
堺市堺区香ヶ丘町５丁２番10号、前住所堺市北区北花田町３丁26番地14
破産者　岡田　全功
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８８３号
堺市堺区香ヶ丘町５丁２番10号、前住所堺市北区北花田町３丁26番地14
破産者　岡田　美榮
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
堺市堺区翁橋町１丁６―16　朝日プラザ堺東Ⅱ602号、住民票上の住所堺市西区菱木１丁2338番地13
破産者　小幡　雅之
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
神戸市中央区多聞通５丁目１番20―403号、従前の住所神戸市兵庫区本町１丁目３番３号
破産者　三村　和夫
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７７号
北九州市若松区蟹住1435番地住田病院内、住民票上の住所北九州市若松区鴨生田３丁目18番28号
破産者　高橋　　昇
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０８号
沖縄県那覇市小禄１丁目８番１―406号　田原ハイツ２
破産者　松井　秀夫
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０号
秋田県能代市字寿域長根２番地12
破産者　藤島　良明
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１７７号
茨城県取手市宮和田61番地17
破産者　中野　三郎
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
茨城県龍ケ崎市塗戸町902番地の２
破産者　小林てる美
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
長野県諏訪市上川２丁目1594番地７
破産者　宮澤　　勝
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１３０号
静岡県浜松市中区西伊場町53番25号　ブロー テ203号、住民票上の住所静岡県浜松市中区西伊場町53番16号　ヴィラ中津川203
破産者　一木　安之
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
愛知県豊川市一宮町下新切34番地３　カンパーニュ21・306号
破産者　肴家こと　久米　　修
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１１５号
京都府宇治市槇島町目川159番地の１
破産者　宇野　隆朗
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
兵庫県たつの市誉田町福田497番地１、開始決定時の住所兵庫県たつの市揖保町西構151番地
破産者　瀬戸　弘大
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第９５号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷554番地４　時津スカイマンションＡ棟215、開始決定時の住所長崎県長崎市鳴見台１丁目42番12号
破産者　大久保隆文
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
宮崎市高洲町124番地５、前住所宮崎市大塚台西１丁目１番地32　セラヴィ大塚台壱号館104号
破産者　松井　伸一
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８号
宮崎県児湯郡新富町大字日置1567番地３
破産者　高村　芳季
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係